

イノベーション企業化プログラム開催業務委託公募型プロポーザル実施要領 (目的)

第1条 この要領は、イノベーション企業化プログラム開催業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式により、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた企画力及び信頼性を有する委託事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による委託事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の設置に関する規定は、別に定める「イノベーション企業化プログラム開催業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）設置要領」による。

(参加資格)

第3条 プロポーザルの参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和6年4月22日(月)時点において、刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

(3) 刈谷市入札参加資格停止要領の規定による参加資格停止措置を受けていないこと。

(明示事項)

第4条 プロポーザルを実施する際には、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

(1) 当該委託業務の概要

(2) プロポーザルの手続き

(3) 提案書の作成に関する事項

(4) 審査に関する事項

(5) その他必要と認める事項

(プロポーザル審査会)

第5条 審査委員会は、委託事業者の選定にあたり、プロポーザル審査会を行うものとし、プロポーザル参加者は、次の各号に掲げる事項について提案書を作成のうえ提出する。

(1) 事業内容及び事業に関する企画力

(2) 実施体制・スケジュール

(3) 類似業務実績

(4) コスト

(審査)

第6条 プロポーザルの審査事項は、前条に掲げる内容及び見積額を基本とし、審査方法等は、当該業務の内容に応じて審査委員会で決定する。

(失格要件)

第7条 提出された提案書及びプロポーザル参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

(1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき

(2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき

(3) その他不正な行為があったとき

(審査結果)

第8条 審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

(業務の委託)

第9条 審査委員会で選定されたプロポーザル参加者に対し、当該業務を委託し、委託業務の条件等は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月2日から施行し、イノベーション企業化プログラム開催業務委託の委託事業者が決定したときにその効力を失う。